

国指定史跡

幡羅官衙遺跡群整備基本計画 概要版



令和8年3月31日
深谷市教育委員会
熊谷市教育委員会

〈史跡幡羅官衙遺跡群とは〉

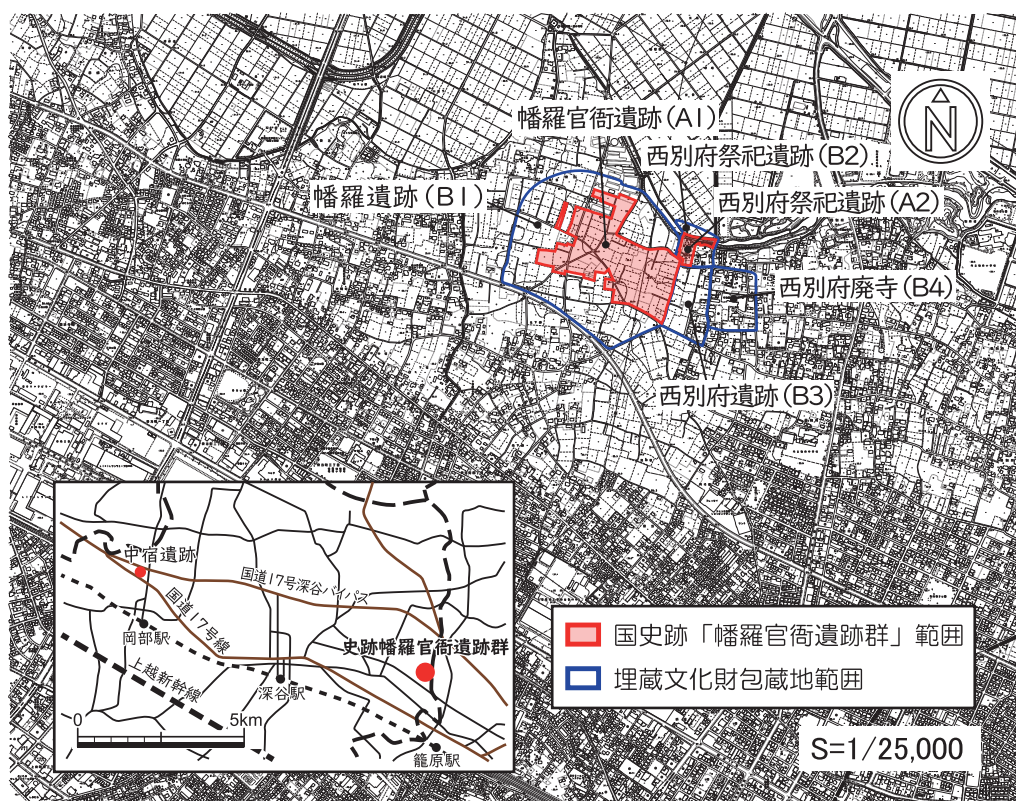
史跡幡羅官衙遺跡群は、武蔵国幡羅郡の役所跡である幡羅官衙遺跡（幡羅郡家跡）とその北東の祭祀場である西別府祭祀遺跡により構成される古代官衙遺跡です。

本遺跡群は、郡家諸施設の遺構・遺物や祭祀遺跡などの保存状態が極めて良好であること、郡家・祭祀場がそろって把握され、かつ隣接して古代寺院である西別府廃寺の併存が確認されている希少な遺跡であること、北関東では規模の大きな官衙遺跡であること、郡家成立過程について貴重な知見が得られたこと、郡家の多様な構成要素が明らかになったこと、などが高く評価され、平成30年（2018）2月13日に、「幡羅官衙遺跡群 幡羅官衙遺跡 西別府祭祀遺跡」として国史跡に指定されました。

本史跡は、令和2年度（2020）に『国指定史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画』を策定し、史跡を恒久的に保存するための措置を講ずるとともに、史跡を活用し周辺地域のまちづくりや人づくりにも役立てるための指標を定めました。

整備基本計画では、史跡幡羅官衙遺跡群の適切な保存と活用を図るため、遺跡群がもつ本質的価値や社会的要請を踏まえつつ、地域の歴史学習や観光など地域活性化に資する魅力的な場づくりを目指し、主にハード面における整備についての基本的な計画を策定するものです。

学びの場とするとともに多様な交流を図ることができる場とすることを旨とし、「史跡がある地域公園」として整備することを目標とします。

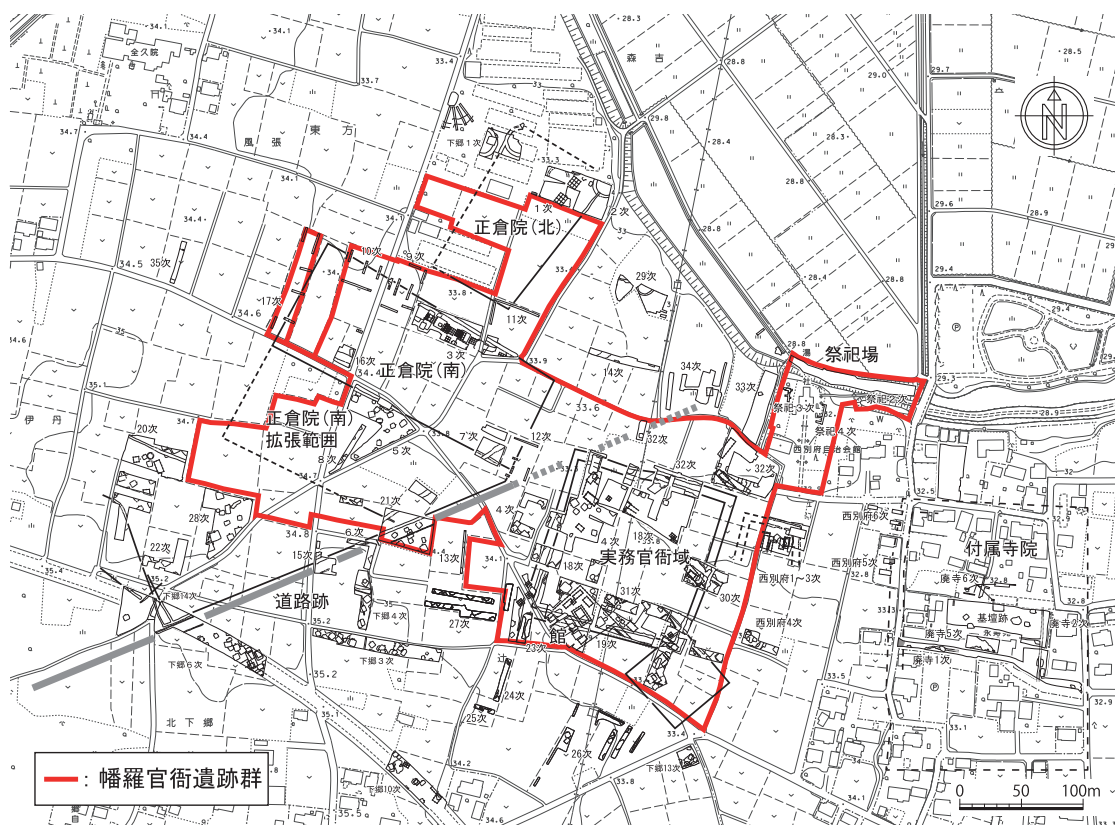


【幡羅官衙遺跡群の主要な価値】

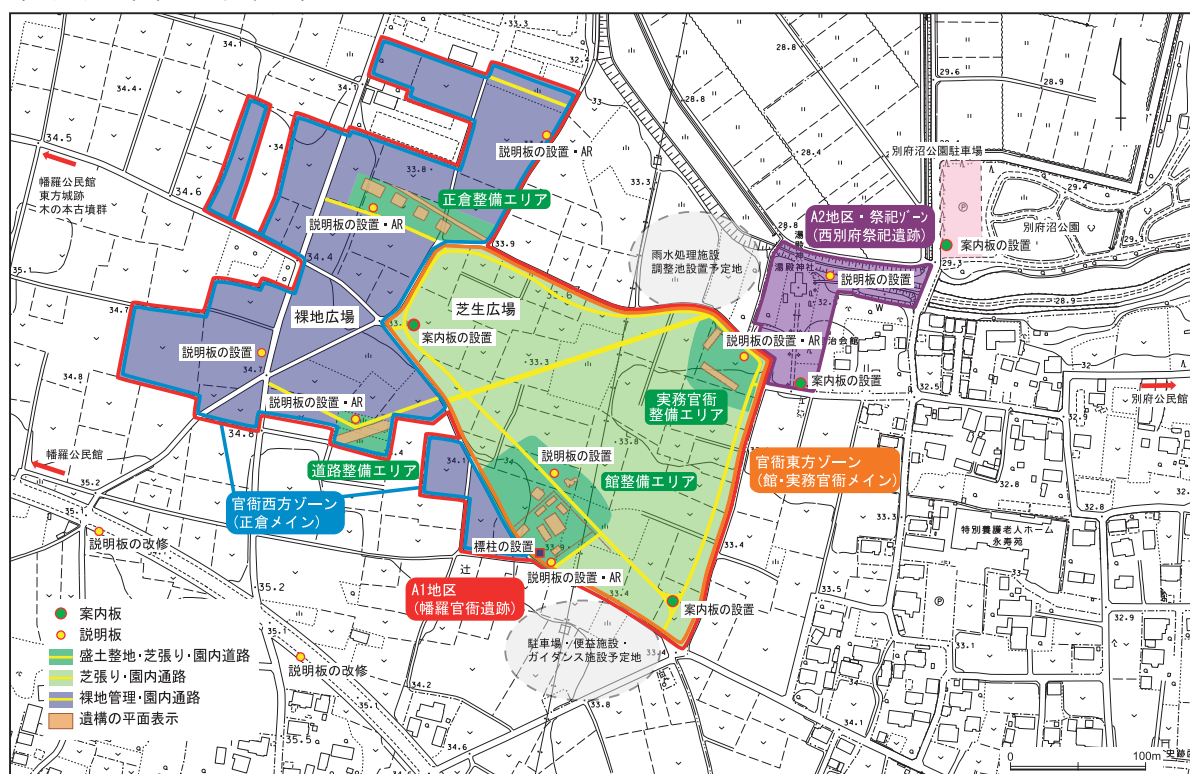
- 郡家の遺構が良好に保存され、諸施設の構造や構成を知ることができる。
- 郡家に伴う祭祀場が確認されている貴重な遺跡である。
- 郡家の諸施設と祭祀場、古代寺院が隣接していることが判明しており、郡家における地方支配の様相を探ることができる。
- 郡家やそれに伴う祭祀の成立過程やその後の変遷を明らかにすることから、地域の歴史的動向をたどり、遺跡群にかかる意義を考えることができる。
- 郡家で行われた^{きょうえん}饗宴の実態を示す遺物が出土している。
- 建物の造営技術及び土木工法のあり方を解明できる。
- 正倉収納物の他に、郡司層の政治的動向や地域社会の動向などを探る手がかりとなる正倉火災痕跡が発見されている。
- 郡家の立地状況をうかがうことができる。
- 史料と遺構の双方から郡の動向を探ることができる古代史研究上の価値を有する。
- 古代の交通網と郡家との関係を解明する手がかりがある。

【幡羅官衙遺跡群の副次的な価値】

- 郡家の造営が始まる前の土地利用の様相を知ることができる。
- 郡家及び周辺地域の歴史的景観を把握しうる良好な環境を有する。
- 郡家が成立する以前や廃絶後の歴史をたどる手がかりを有する。
- かつての郡家周辺の様子をうかがわせる地名が遺存する。



〈史跡公園整備計画〉



地区名	ゾーンの範囲とその概要		
A1地区 (幡羅官衙遺跡)	深谷市、周知の埋蔵文化財包蔵地「幡羅遺跡」の一部です。遺構は、正倉院・館・実務官衙・道路跡・竪穴建物跡等が確認されています。		
	(官衙東方ゾーン メイン)	館整備エリア	幡羅官衙遺跡の南東部。官衙施設の区画を利用した遺構が確認されています。遺構は、主殿の四面廂掘立柱建物、脇殿及び前殿の掘立柱建物、掘立柱堀で構成されます。
		実務官衙整備エリア	幡羅官衙遺跡の北東部。館整備エリアの北東側に広がる掘立柱建物群。7つのブロックに分けられ、特に北東端のブロックでは、桁行13間の掘立柱建物と桁行7間の掘立柱建物がL字状に配置されます。
		芝生広場	多目的に利用可能で、史跡を身近に感じることができる芝生広場とします。
	(正倉西方ゾーン メイン)	正倉整備エリア	幡羅官衙遺跡の北西部。溝で囲まれた正倉院が南北に分かれて設けられます。特に正倉院(南)では、成立から廃絶までの変遷が確認できます。
		道路整備エリア	幡羅官衙遺跡の南西部。史跡の南西部から西別府祭祀遺跡へ向かう道路。西側に側溝をもち、路面幅は6～8mを測ります。
		裸地広場	主に保存目的の裸地管理地とし、調査及びその公開の機会を継続的に設けていきます。
A2地区 (西別府祭祀遺跡)	祭祀ゾーン		熊谷市、周知の埋蔵文化財包蔵地「西別府祭祀遺跡」の一部。湯殿神社裏でかつて湧泉を伴った水路からは、多量の祭祀具が確認されました。



【館整備エリア】

幡羅官衙遺跡の南東部に造られた建物群で、一際大きな建物は、主殿の四面廂掘立柱建物です。付近には、動物の骨や貝殻などが廃棄された穴があり、主殿で来客をもてなす饗宴が開かれたものと考えられます。そのほかの建物は、脇殿及び前殿の掘立柱建物です。



【実務官衙整備エリア】

実務官衙は、館の北部から東部に広がる掘立柱建物群で、古代の役所における実務を執り行っていた施設です。建物群は、7つのブロックに分けられ、特に北東端のブロックでは、桁行13間と桁行7間の大型建物2棟がL字状に配置されます。



【正倉整備エリア】

幡羅官衙遺跡の西部には、高床倉庫の建物群（主に、稲穀類を収納・保管した正倉）が広がり、溝で囲まれた正倉院が南北に分かれて設けられました。特に正倉院（南）では、成立から廃絶までの変遷が確認できました。正倉整備エリアでは、他の建物群で確認されていない礎石建物を表示します。



【道路整備エリア】

遺跡東部の館・実務官衙と西部の正倉院の間を南西部から北東方向へ延びる古代の道路跡です。台地先端の崖をくだる切通しの道へと続き、その先には、古代の祭祀が行われた熊谷市西別府祭祀遺跡が位置します。この道路跡は、西側に側溝をもち、路面幅は6～8mを測ります。

【ゾーン別整備計画】

各ゾーンにおいて、次のとおり整備を行います。また、長期計画では、これらを適切に維持管理し、必要に応じて改修・計画変更などを行っていきます。

ア 官衙東方ゾーン

整備計画	主な整備内容
●多くの遺構が確認されている史跡の中心地域です。来訪者が史跡を体感しながら、誰もが利用できる憩いの場となるよう、地域公園としての利活用を踏まえた史跡公園の整備を行います。	●整備範囲の芝張り、広場・園路の整備
	●解説板・案内板などの設置
●広域的な視点で史跡の理解ができるよう、眺望を活かし、散策コースとして楽しめ、安全かつ快適に見学ができるよう整備します。	●AR・VRなどデジタルコンテンツの整備
●広大な史跡全体を効果的に理解するため、遺構の状況が明らかになっている館整備エリア、実務官衙整備エリアを整備します。	●石造標識「国史跡 幡羅官衙遺跡群」の設置
	●館・実務官衙などの遺構表示
●多くの人が、見学や憩いの場として来訪できるよう、史跡への影響が少ない場所において、便益施設を整備します。	●休憩所の設置
	●遮蔽・区画施設の設置、植栽

イ 官衙西方ゾーン

整備計画	主な整備内容
●史跡を保存し、常に新鮮な情報の提供ができるよう継続的に調査を行うことを見据えた管理をします。	●継続的な発掘調査の実施とその成果発表のための現場公開
●広大な史跡全体を効果的に理解するため、遺構の状況が明らかになっている正倉整備エリア、道路整備エリアを整備します。	●解説板・案内板などの設置
	●正倉・道路などの遺構表示

ウ 祭祀ゾーン

整備計画	主な整備内容
●史跡における聖域としての環境や景観を守り、来訪者が史跡を体感できるよう整備します。	●樹木の管理
●広域的な視点で史跡の理解ができるよう、厳かな雰囲気を活かし、安全かつ快適に見学ができるよう整備します。	●解説板の設置、案内板の改修など

【整備計画スケジュール】

整備計画対象地における整備事業及び整備関連事業の年次計画について、その目安を次のとおり示します。ただし、状況に応じてスケジュールの見直しを行うものとします。

●短期計画

年度（西暦） 区分		令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）	令和9年度 （2027）	令和10年度 （2028）	令和11年度 （2029）	令和12年度 （2030）	令和13年度 （2031）	令和14年度 （2032）	令和15年度 （2033）	令和16年度 （2034）	令和17年度 （2035）
整備基本計画策定												
公有化 〔官衙東方ゾーン〕			準備	準備								
公有化 〔官衙西方ゾーン〕							順次、公有化					
官衙東方 ゾーン・ 官衙西方 ゾーン	基本設計											
	実施設計											
	整備工事											
	AR・VR等											
祭祀 ゾーン	案内板・ 解説板等											
調整池等整備					用地取得・必要に 応じて発掘調査等							
便益施設等整備							測量・ 設計等	用地取得 必要に応じて発掘調査等				
整備工事報告書作成												

●長期計画

年度（西暦） 区分	長期計画期間：令和18年度（2036）以降	
官衙東方ゾーン		
	適切な維持・管理	必要に応じてエリア拡大・改修工事
官衙西方ゾーン		
	適切な維持・管理	必要に応じてエリア拡大・改修工事
祭祀ゾーン		
	適切な維持・管理	必要に応じて改修工事
便益施設		
	適切な維持・管理	必要に応じて改修工事
ガイダンス施設整備		
	用地取得・設計・整備	リニューアル・改修工事
AR・VR等表示デジタル 技術整備		
	適切な維持・管理	必要に応じて改修工事
案内板・解説板等整備		
	適切な維持・管理	必要に応じて改修工事
整備に伴う調査		
	必要に応じて発掘調査・測量調査	



国指定史跡 幡羅官衙遺跡群整備基本計画
概要版

令和8年3月31日発行

編集・発行 深谷市教育委員会
埼玉県深谷市仲町11番1号
熊谷市教育委員会
埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地